

## 申告書 兼 必要書類確認書

この書類は全員  
提出必須

以下の全てについて誓約したうえで、署名してください。 ※ 署名漏れは「受付不可」

- この書類上の申告内容は事実と相違ありません。
- 虚偽申告や義務不履行があった場合は、奨学金の採用取消、打切り、返金等に異存ありません。
- 採用後は大阪大学ホームページ掲載の「奨学生の義務」を遵守します。

学籍番号 (8桁)		申請者氏名 (本人署名)		記入日 年 月 日		
スカラネット 受付番号	1 0 6 0 0 5 0 1	-				
スカラネットに登録した メールアドレス	@					
家族全員について記入してください。(「申請者=あなた自身」を1人目として2人目以降の詳細) ※注意:スカラネット「⑨-あなたの家族情報」の家族人数と一致させること(生計が別の同居人は記入不要)						
右記のいずれかを記入:「父」「母」「兄」「姉」「弟」「妹」「祖父」「祖母」「叔父」「叔母」「配偶者」「子」「その他」						
番号 (人目)	続柄	氏名	生年月日 (西暦/年/月)	就学者(小学校以上)の場合のみ記入してください。		
				※学種は下記に対応するアルファベットを記入してください。 「小学校:A」「中学校:B」「高等学校:C」 「高専(1~3年次):D」「高専(4~5年次):E」 「専修学校(高等課程):F」「専修学校(専門課程):G」 「短期大学:H」「大学:I」「大学院:J」「その他:K」		
				設置区分(片方に○)	学種	通学区分(片方に○)
2			年 月 日	1:国公立 / 2:私立		1:自宅通学 / 2:自宅外通学
3			年 月 日	1:国公立 / 2:私立		1:自宅通学 / 2:自宅外通学
4			年 月 日	1:国公立 / 2:私立		1:自宅通学 / 2:自宅外通学
5			年 月 日	1:国公立 / 2:私立		1:自宅通学 / 2:自宅外通学
6			年 月 日	1:国公立 / 2:私立		1:自宅通学 / 2:自宅外通学

※家族情報欄が不足する場合は任意の用紙に必要な事項を記入してこの書類に添付してください。

「I」~「IV」の「確認項目」に該当するものに「✓」を付し、必要書類を同封してください。

I. 申請者本人の状況及び提出書類					
#	確認項目	該当に✓	書類名 または 必要手続き	備考	
1	<b>全員提出</b>	✓	申告書 兼 必要書類確認書 (4ページ全て必要;不足は「受付不可」)	阪大ウェブサイトからダウンロード (この書類です)	
2	給付奨学金の新規申込を希望する		①給付奨学金確認書 (必ず両面印刷する) ②学修計画書 (「スカラネット」への登録後に行う) ③「授業料等免除申請システム」への登録 ※③の提出書類はありません	阪大ウェブサイトからダウンロード 裏面に約款の印刷必須 阪大ウェブサイトからダウンロード <b>注意</b> 「スカラネット」と「授業料等免除申請システム」は別の手続きです	
3	貸与奨学金の新規申込を希望する		確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書 (必ず両面印刷する)	阪大ウェブサイトからダウンロード 裏面に約款の印刷必須	
4	日本国籍を有していない		い ず れ か 在留資格・在留期間が記載された ・「在留カード」(コピー) ・「特別永住者証明書」(コピー) ・「住民票の写し」(原本) 「家族滞在」の場合のみ、上記に加えて 出入国在留管理局発行の「出入国記録の写し」の原本	・「特別永住者」「永住者」は在留期間の記載不要 ・在留期間延長申請中は、延長申請書類のコピーも必要	
5	2024年度以前に編入学した (2024年度を含む)		高等学校等の『卒業証書』(コピー)	・高専出身者は3年生修了年月日が分かるものなら可	
6	2024年度に編入学した		編入学前の学校の『成績証明書』	・高専出身者は高専教育課程及び専攻科分も併せて提出必要	
7	18歳となる前日に 児童養護施設等に入所または里親による養育を受けていた		①「施設等在籍証明」 ②「児童(里親)委託証明書」 ③「措置解除決定通知書」 など、事実を証明できるもの	・①は施設長発行 ・②、③は児童相談所発行	
8	現在~2025年3月に 留学期間がある		留学に関する申告書	阪大ウェブサイトからダウンロード ・予定期間を含む	
9	現在~2025年3月に 休学期間がある		以下のカッコ内に休学期間を記入 (年 月 ~ 年 月)	・予定期間を含む	

4枚のうち1枚目(4枚すべて提出必須)

II. 父の状況及び提出書類		※父がいない・父に収入がない場合も回答必須			
【注意】本人及び生計維持者のマイナンバーは郵便局から JASSO へ送付する(大学への提出書類とは同封不可)					
#	確認項目	該当に✓	書類名 または 必要手続き	備考	
1	父とは死別し、母は再婚※していない(※事実婚を含む)		父に関する書類の提出は不要。(「II-2」～「II-7」は回答不要)	「父母ともに死別・意識不明」「あなたが社会的養護を必要としている」「あなたが結婚している」場合は、「Q&A」[15]参照	
2	父は意識不明※で、意思疎通ができない(※精神疾患を含む)		意思疎通ができないことを示す「医師の診断書」(「II-3」～「II-7」は回答不要)	「父母ともに死別・意識不明」「あなたが社会的養護を必要としている」「あなたが結婚している」場合は、「Q&A」[15]参照	
3	父は母と離婚※し、あなたは母と同一生計である(※離婚調停中を含む)		左記3に✓した人のみ、以下のa～cにひとつだけ✓	aとbの両方に該当する場合はaだけに✓してください	
4	a 母は再婚※している(※事実婚を含む)		「II-4」～「II-7」は「母の再婚相手」を「父」として回答してください。		
	b 父はあなたと別居していて、あなたへの支援※は一切ない(※生活費・学費等)		父に関する書類の提出は不要。(「II-4」～「II-7」は回答不要)		「父母ともに死別・意識不明」「あなたが社会的養護を必要としている」「あなたが結婚している」場合は、「Q&A」[15]参照
	c aとbに該当しない		「II-4」～「II-7」について回答必要		離婚後(又は離婚調停中)もあなたを支援している場合は生計維持者となります。
4	マイナンバーカード(持っていない場合は関係書類※)のコピーを提出できない(※マイナンバー記載の「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」等)		日本学生支援機構所定の「マイナンバー」に代わる提出書類 ※マイナンバーカードを持っていない場合、役所等が左記の関係書類を発行できる場合は4に該当しません。	日本学生支援機構 HP からダウンロード <a href="https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/mynumber/index.html#06">https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/mynumber/index.html#06</a>	
5	2023年1月1日時点で、日本国内に居住していなかった		海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書	日本学生支援機構 HP からダウンロード <a href="https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/mynumber/kaigai_kyoju.html">https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/mynumber/kaigai_kyoju.html</a>	
※「II-6」～「II-7」は【貸与奨学金】の新規申込希望者のみ回答してください。 (⇒給付奨学金の新規申込のみ希望する方は3ページ目「III-1」へ)					
6	父は申請時現在、働いておらず無収入である		無収入でも父はスカラネット「⑨-あなたの家族情報」で生計維持者として入力が必要	2022年1月～12月の期間の所得情報を日本学生支援機構がマイナンバーから取得します。(上記期間より後の離職は反映されません。)	
7	父は2022年1月2日以降に転職した		スカラネット「⑨-あなたの家族情報」で「父」の(f)に回答必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>2022年1月～12月の期間の所得情報を日本学生支援機構がマイナンバーから取得します。</li> <li>(f)で「直近の給与明細等を書類で提出する審査を希望します」と回答する場合は後日、再審査に必要な給与明細等の書類の提出が必要です。なお、再審査に必要な書類の提出期限等は別途 KOAN 掲示板(個別連絡)で再審査の対象となった方だけに連絡します。(「貸与奨学金案内」p34-36参照)</li> </ul>	

Ⅲ. 母の状況及び提出書類		※母がいない・母に収入がない場合も回答必須		
【注意】本人及び生計維持者のマイナンバーは郵便局からJASSOへ送付する(大学への提出書類とは同封不可)				
#	確認項目	該当に✓	書類名 または 必要手続き	備考
1	母とは死別し、父は再婚※していない(※事実婚を含む)		母に関する書類の提出は不要。(「Ⅲ-2」～「Ⅲ-7」は回答不要)	「父母ともに死別・意識不明」「あなたが社会的養護を必要としている」「あなたが結婚している」場合は、「Q&A」【15】参照
2	母は意識不明※で、意思疎通ができない(※精神疾患を含む)		意思疎通ができないことを示す「医師の診断書」(「Ⅲ-3」～「Ⅲ-7」は回答不要)	「父母ともに死別・意識不明」「あなたが社会的養護を必要としている」「あなたが結婚している」場合は、「Q&A」【15】参照
3	母は父と離婚※し、あなたは父と同一生計である(※離婚調停中を含む)		左記3に✓した人のみ、以下のa～cにひとつだけ✓	aとbの両方に該当する場合はaだけに✓してください
a	父は再婚※している(※事実婚を含む)		「Ⅲ-4」～「Ⅲ-7」は「父の再婚相手」を「母」として回答してください。	「父母ともに死別・意識不明」「あなたが社会的養護を必要としている」「あなたが結婚している」場合は、「Q&A」【15】参照
	母はあなたと別居していて、あなたへの支援※は一切ない(※生活費・学費等)		母に関する書類の提出は不要。(「Ⅲ-4」～「Ⅲ-7」は回答不要)	
	c aとbに該当しない		「Ⅲ-4」～「Ⅲ-7」について回答必要	
4	マイナンバーカード(持っていない場合は関係書類※)のコピーを提出できない(※マイナンバー記載の「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」等)		日本学生支援機構所定の「マイナンバーに代わる提出書類」 ※ マイナンバーカードを持っていなくても、役所等が左記の関係書類を発行できる場合は4に該当しません。	日本学生支援機構 HP からダウンロード <a href="https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/mynumber/index.html#06">https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/mynumber/index.html#06</a>
5	2023年1月1日時点で、日本国内に居住していなかった		海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書	日本学生支援機構 HP からダウンロード <a href="https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/mynumber/kaigaikyoku.html">https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/mynumber/kaigaikyoku.html</a>
※「Ⅲ-6」～「Ⅲ-8」は【貸与奨学金】の新規申込希望者のみ回答してください。 (⇒給付奨学金の新規申込のみ希望する方は4ページ目「Ⅳ-1」へ)				
6	母は申請時現在、働いておらず無収入である		無収入でも母はスカラネット「⑨-あなたの家族情報」で生計維持者として入力が必要	2022年1月～12月の期間の所得情報を日本学生支援機構がマイナンバーから取得します。(上記期間より後の離職は反映されません。)
7	母は2022年1月2日以降に転職した		スカラネット「⑨-あなたの家族情報」で「母」の(f)に回答必要	・ 2022年1月～12月の期間の所得情報を日本学生支援機構がマイナンバーから取得します。 ・ (f)で「直近の給与明細等を書類で提出する審査を希望します」と回答する場合は後日、再審査に必要な給与明細等の書類の提出が必要です。 なお、再審査に必要な書類の提出期限等は別途KOAN揭示板(個別連絡)で再審査の対象となった方だけに連絡します。 (「貸与奨学金案内」p34-36参照)

IV. その他の確認事項及び提出書類				
#	確認項目	該当に✓	書類名	備考
1	申請日現在で「自宅外通学」をしている		スカラネット「③-(11)」に <b>自宅外通学の住所</b> を入力する(部屋番号漏れに注意)	証明書類は採用後(7月頃)に提出する(給付・第一種のみ)
2	申請者本人が社会的養護を必要とする人である		『施設等在籍・退所証明書』 ※ 施設長発行の『施設等在籍証明書』、 児童相談所発行の『児童(里親)委託証明書』 または『措置解除決定通知書』でも可	・スカラネット「⑨-あなたの家族情報」で「1.あなたは社会的養護を必要とする人ですか」に「はい」と回答した人が対象 ・『施設等在籍・退所証明書』の様式は阪大ウェブサイトからダウンロード
【給付奨学金】の申込者のみ回答してください (⇒貸与奨学金のみ申込する方は「IV-4」へ)				
3	大阪大学入学日の前1年以内に申込者本人が離職した		下記①と②の両方 ① 進学前離職の特例措置に係る申請書 ② 離職したことがわかる書類	・申請者本人が家計を支えている場合が対象 ・①は阪大ウェブサイトからダウンロード ・②は①記載の書類例のいずれか1つ
【貸与奨学金】の申込者のみ回答してください。 (⇒給付奨学金のみ申込する方は「IV-1」～「IV-3」のみ回答)				
4	入学時特別増額貸与奨学金を希望する		① 入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書 ② 融資できない旨を記載した公庫発行の通知文のコピー ③ 入学時特別増額貸与奨学金に係る貸与総額増額願 ④ 入学時特別増額貸与奨学金申込書	・奨学金の申込前に日本政策金融公庫*へ「国の教育ローン」を申請することが必要 (*日本学生支援機構ではありません) ・①③④は阪大ウェブサイトからダウンロード ・③は <b>第二種または併用希望者のみ必要</b> ・④は <b>編入学生のみ必要</b>
5	申請者本人が障がい者(または常に就床を要する介護の必要な人)である		該当者の障がい、要介護度等の事実が確認できる書類)のコピー (例) ・『障害者手帳』 ・『医師等の証明書』 ・『介護手帳』	
6	申請者本人、申請者の父母(または父母に代わる生計維持者)に原子爆弾による被爆者がいる		『被爆者健康手帳』のコピー	・該当者が複数いる場合は、各人について先の書類が必要(被爆者健康手帳を所持しない人は6に該当しません)
7	申請者本人、申請者の父母(または父母に代わる生計維持者)が1年以内に震災、風水害、火災などの著しい被害を受けた		『罹災証明書』のコピー または 『被災証明書』のコピー	自治体へ証明書の発行申請中で、奨学金の申請期間内に提出できない場合は、発行手続きを行った際の申請書類一式のコピーを提出
8	申請者本人が「北海道の区域外に居住するアイヌの人々」の認定を受けた		国土交通省が選定した実施機関が発行した「道外アイヌ施策の対象となる者」であることの『認定書』	・国土交通省が選定した実施機関には「社団法人北海道アイヌ協会」が該当